# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

長野県知事

### 公表日

令和7年10月21日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務						
②事務の概要	ふるさと納税寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市町村長に対し、その情報を通知する。 【具体的な事務】 ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管・申請内容の変更の届け出に係る書類の受理、応答、保管・申告特例の求めを行った者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付						
③システムの名称	・データの保管:システム使用なし ・データの送信:eLTAX(団体間回送機能)使用						

#### 2. 特定個人情報ファイル名

ふるさと納税ワンストップ特例ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第3項

地方税法附則第7条第5項、第12項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[	実施しない	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠				

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	長野県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒380−8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階

長野県行政情報センター

請求先 TEL:026-235-7060(直通)

FAX:026-235-7370

上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー

http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階

長野県総務部税務課総務係 TEL:026-235-7046(直通)

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か			1万人以上10万人:	未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
			令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書	]			3) 基礎項目評	価書及び 価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関につい	ヽては、それぞれ	.重点項目評価	5書又は全項	目評価書におい	ヽて、リス	ク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネ	ットワークシス・	テムを通じた	:入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワー	-クシステムを	通じた提供る	E除く。)	ľ	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ 〇 ]接続	しない(入手)	[ 0	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・済	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等への保管を徹底している。 ・個人番号等が記載されている申請書の確認、システムへの入力及び廃棄においては、複数人で行っている。 以上の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			
9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと表	まえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
展も優先度が高いと考えられる対策  最も優先度が高いと考えられる対策  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を將6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等への保管を徹底する。 ・個人番号等が記載されている申請書の確認、システムへの入力及び廃棄においては、複数人でている。 ・特定個人情報の取扱いについて研修を実施している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分でる」と考えられる。				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	評価見直しに合わせた係数 の日の変更であり、しきい値 判断にも変更はないため、重 要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年6月19日	令和6年4月1日	事後	評価見直しに合わせた係数 の日の変更であり、しきい値 判断にも変更はないため、重 要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	評価見直しに合わせた係数 の日の変更であり、しきい値 判断にも変更はないため、重 要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	評価見直しに合わせた係数 の日の変更であり、しきい値 判断にも変更はないため、重 要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		〇十分である 判断の根拠:特定個人情報を含む書類は、施 錠できる書棚等への保管を徹底している。 個人番号等が記載されている申請書の確認、 システムへの入力及び廃棄においては、複数 人で行う。 以上の対策を講じていることから、人為的ミス が発生するリスクへの対策は「十分である」と 考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年10月21日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策		〇十分である 判断の根拠:特定個人情報を含む書類は、施 錠できる書棚等への保管を徹底する。 個人番号等が記載されている申請書の確認、 システムへの入力及び廃棄においては、複数 人で行う。 特定個人情報の取扱いについて研修を実施し ている。 これらの対策を講じていることから、特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は 「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加